

見えますか？こどものサイン –目が離れても心は離さず–

思春期真っ盛り。子どもの行動や考えていることがだんだん見えづらくなっていく時期です。子どもの変化に親が不安になるときもありますが、近づきすぎず、適切な距離を取りながら、子どもが自分の足で歩いていくのをも見守りましょう。

見守っていく中で、子どもたちが言葉なく発する“サイン”を見逃さないことが大切です。

ネット・SNS・ゲーム利用は適切に

ネットもSNSもゲームも、娯楽や、コミュニケーション、情報収集のツールとしてすっかり日常生活の中に根付いてきました。

一方で、利用時間の増加による生活習慣の乱れや健康被害も懸念されます。自分自身で時間や頻度をコントロールできるようなルール作りをしたいものです。

スマホを操作するのではなく、スマホに操作されていませんか？



上手にネットと付き合おう！
安心・安全なインターネット利用ガイド
(総務省)



急に身なりが変わったら気をつけよう

「身なりは心の現れ」と言われています。急に派手な服装になったり、おしゃれをしたがったりするときは、なぜそうしたいのか、その裏に別の理由があるのかなど、子どもの本音を読み取る努力が必要です。

“好きなようにしていい”という声をかけるのは、必ずしも個性を認めているとは限りません。
日頃のコミュニケーションの中で子どもが何を思っているのかを読み取っていくことが大切です。



夜の外出は危険がいっぱい

近年、夜間の外出により、犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。また、非行や不良行為につながることもあり、「風営法」や「**千葉県青少年健全育成条例**」で、制限をかけています。

青少年(18歳未満)の夜間外出に関する制限

- 深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)の外出の制限〔県条例第23条・第23条2〕
- 深夜のカラオケボックス、ネットカフェ等の施設への入場禁止〔県条例第23条3〕
- 午後6時～午後10時の時間帯は、ゲームセンターへの16歳未満の者だけでの入場禁止〔風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条1、第22条2〕



ゲームセンター
16歳未満は保護者の同伴が必要



ネットカフェ・カラオケ
午後11時以降入場禁止



深夜外出させないのは“親の役目”です 千葉県青少年健全育成条例

第23条
特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に外出させないように努めなければならない。

第23条の2
何人も、威迫し、若しくは欺く等不当な手段により、又は保護者の委託若しくは承認その他正当な理由がなく、深夜に、青少年を連れ出し、同伴してはいかぬ、又はとどめてはならない。

違反すると、20万円以下の罰金又は科料

よく話していた
友達の名前
最近聞かないな

こんなに
高価なもの
持ってたって？

なんだか
言葉づかいが
荒くなったな

確かに頭痛がち
でも、そんなに
薬必要？

服装や髪型を
随分と気にする
ようになった

(なんだかおかしい)
親だから感じる直感を
大事にしましょう

登校を渋る
早退する
お腹が痛くなる

不安なときは一度
相談機関に相談して
みるのもいいですね。

夜間に外に出る
塾や習い事の
帰りが遅い

お金遣いが
なんだか
荒い気がするな

